

ID: 472

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市個別排水処理施設条例施行規程 第15条第1項		
例規番号	令和2年名寄市水道事業管理規程第6号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(徴収猶予の取消し)</p> <p>第15条 管理者は、前条第2項の規定により分担金の徴収猶予を受けた受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る分担金を一時に徴収することができる。</p> <p>(1) 徴収の猶予を受けた受益者の財産状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</p> <p>(2) 前条第4項の規定により、分割して納付することを認めた分担金を、その期限までに納付しないとき。</p> <p>(3) 名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(令和2年名寄市水道事業管理規程第4号)第11条各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る分担金を徴収することができないと認められるとき。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により、徴収の猶予を取り消したときは、当該受益者に対して通知する。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日